

★ 地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第四十九号）（税務課）

一 改正の要旨

地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部が改正され、事業税及び不動産取得税の課税免除制度が追加されたことなどに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成三十年十月九日